

事務連絡
令和2年4月3日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援学校担当部局
各都道府県・指定都市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立特別支援学校担当部局 御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属特別支援学校担当部局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当部局

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「令和2年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項」の送付について

各学校の設置者におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、新学期を迎える学校の再開に向けた準備を進めていただいていることと存じます。

この度、令和2年度における教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学・専門学校等」という。）の介護等体験の実施に当たっての留意事項について、各大学・専門学校等に対して別添の通知を発送しましたので、ご承知おきください。

今年度の介護等体験については、感染症の状況を踏まえつつ、実施時期、内容等について弾力的な対応を検討するよう、大学・専門学校等に周知しております。学生を受け入れることとなる特別支援学校や教育委員会等におかれては、各特別支援学校の状況を踏まえつつ大学・専門学校等と連携・協力してご対応いただけますようお願いいたします。また、体験中は、学生は各特別支援学校における感染症対策に基づいて行動することとなりますので、必要な指示を行っていただくようお願いいたします。

一斉臨時休業を踏まえ、必要な感染症対策を講じながら教育活動を行う中で学生を受け入れることとなり、御負担をおかけいたしますが、介護等体験は個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、学生の受け入れについて、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の特別支援学校及び域内の特別支援学校を所管する指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、都道府県私立特別支援学校担当部局におかれては所轄の学校法人及び特別支援学校に対して、国公立大学法人におかれてはその管下の特別支援学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び特別支援学校に対して本件の内容を周知されるようお願いいたします。

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課

教員免許企画室免許係

TEL : 03-5253-4111 (内線 3969)

E-mail : menkyo@mext.go.jp

2 教教育人第 2 号
令和 2 年 4 月 3 日

教職課程を置く

各国公私立大学長
各指定教員養成機関の長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(印影印刷)

令和 2 年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について (通知)

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関(以下「大学・専門学校等」という。)におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」(令和 2 年 3 月 24 日付元文科高第 1259 号高等教育局長通知)、「令和 2 年度における専門学校等の授業の開始等について」(令和 2 年 3 月 24 日付元文科教第 1014 号総合教育政策局長通知)等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、令和 2 年度の教育研究活動の開始に向けた準備を進めていただいていることと存じます。

大学・専門学校等における教員免許状の授与の所要資格を得させるための教職課程については、大学・専門学校等における教育活動の一環として実施されるものであることから、上記の通知等を踏まえて実施していただくことが重要です。また、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成 9 年法律第 90 号。以下「法」という。)に基づいて実施する介護等の体験(以下「介護等体験」という。)については、学生を受け入れる特別支援学校、社会福祉施設その他の施設(以下「受け入れ施設」という。)への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめました。各大学・専門学校等におかれては、これらの事項について十分にご留意の上、学生の受け入れを調整する教育委員会や社会福祉協議会、受け入れ施設等とも連携・協力の上、介護等体験の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

記

1. 実施時期の調整

- (1) 令和 2 年度の介護等体験については、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されるため、教育委員会や社会福祉協議会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降等とすることも検討していただきたいこと。受け入れ施

設の今年度の受け入れ人数が制限される場合には、卒業年次の学生など介護等体験を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

- (2) 受け入れ施設等においては、通常期と同様の介護等体験を行うことが困難な場合もあると考えられる。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすること等に留意し、実施内容や方法等について受け入れ施設と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文部科学省ホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応していただきたいこと。

○文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

2. 実施内容等について

上記1(2)の具体的な実施内容や方法等については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（通達）」（平成9年11月26日）の3(1)「介護等の体験の内容等」を踏まえ、以下(1)(2)を参考に検討していただきたいこと。

- (1) 法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」については、介護、介助のほか、掃除や洗濯といった、障害者、高齢者等と直接接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されることから、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられること。
- (2) 1日当たりの介護等体験の時間としては、受け入れ施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとされていることから、新型コロナウイルス感染症の状況や(1)の実施内容を踏まえ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

3. 学生への事前指導

- (1) 介護等体験の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 介護等体験に参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は介護等体験への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24

日)、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」(令和2年3月19日事務連絡)などの学校及び社会福祉施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で介護等体験に参加させていただくこと。

- (4) 体験中は受け入れ施設における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受け入れ施設等と相談の上、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底させていただくこと。

4. 介護等体験中の留意事項

学生の感染が判明した場合や地域の感染拡大の状況等により、急遽、介護等体験を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学・専門学校等、学生、教育委員会や社会福祉協議会、受け入れ施設等が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学・専門学校等は確実に連絡体制を構築させていただくこと。

5. 介護等体験後の留意事項

介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、大学・専門学校等は、関係する教育委員会や社会福祉協議会、受け入れ施設等に速やかに連絡するとともに、「令和2年度における大学等の授業の開始について」(令和2年3月24日付元文科高1259号高等教育局長通知)、「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(令和2年3月24日付元文科教第1014号総合教育政策局長通知)を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。